

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年9月13日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	南幌町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/seisaku/tokuteikozinnzyouhou/">http://www.town.nanporo.hokkaido.jp/seisaku/tokuteikozinnzyouhou/</a>

執行機関名 南幌町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助に関する事務(医療費を除く)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1 第6の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)による就学援助に関する事務(医療費を除く)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第一条	南幌町就学援助事務取扱要綱前文
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	就学援助制度は「学校教育法第19条」(経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。)に掲げる主旨に沿って学齢児童生徒の保護者に対して <u>必要な援助</u> を行うものである。 本町において必要な援助を行う場合はこの要綱により取り扱うものとし、対象者は公立小中学校に就学する児童又は生徒の保護者のうち、南幌町教育委員会が要保護者及び準要保護者と認定した者であって、南幌町に居住する者とする。
⑦独自利用事務の関連規範		南幌町就学援助事務取扱要綱

## 南幌町就学援助事務取扱要綱

就学援助制度は「学校教育法第19条」（経済的な理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。）に掲げる主旨に沿って学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うものである。

本町において必要な援助を行う場合はこの要綱により取り扱うものとし、対象者は公立小中学校に就学する児童又は生徒の保護者のうち、南幌町教育委員会が要保護者及び準要保護者と認定した者であって、南幌町に居住する者とする。

（就学援助の認定基準）

第1条 要保護者とは、児童又は生徒の保護者が生活保護法第6条第2項に規定する要保護である者をいう。

2 準要保護者とは、児童又は生徒の保護者が次の各号いずれかに該当し、前項に準ずる程度に生活が困窮していると認められる者をいう。

（1）当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者で援助が必要と認められる者。

ア 町民税が非課税となった者（地方税法295条の1項）。

イ 町民税が減免された者（地方税法323条）。

ウ 個人事業税が減免された者（地方税法72条62項）。

エ 固定資産税が減免された者（地方税法367条）。

オ 国民年金保険料が減免された者（国民年金法89条及び90条）。

カ 国民健康保険料が減免又は徴収猶予された者（国保法77条）。

キ 児童扶養手当が支給された者（児童扶養手当法4条）。

ク 日々雇用の労働に従事している者。

ケ 世帯更生資金の貸付を受けた者。

（2）前号以外の者で次のいずれかに該当する者。

ア その他経済的理由により困窮していると認められる者。

イ 学校長が必要と認めた者。

3 前項第2号による場合は、原則として次の各号いずれかの算定方法により認定を行う。ただし、現在の状況を考慮し学校長が教育的配慮の必要があると認めた者についてはこの限りではなく、申請書に学校長の意見を記載し、世帯の経済状態が好転（再就職又は復職された場合など）するまでの期間につき認定とする。

（1）給与所得者の場合は、前年分の「収入金額」から「各種控除額（前年分社会保険料、前年分所得税、現年度分道・町民税及び勤労控除）」を控除した額を「認定対象額」とし、当該「認定対象額」が、生活保護法による保護基準額を準用して定めた一定の額に1.3を乗じて得た額以下の者。

- (2) 事業所得者（営業又は農業等）の場合は、所得金額に専従者控除額、青色申告控除、交際費及び減価償却費を加算して得た額を、上記1の場合の「収入金額」と読みかえるものとする。

(就学援助の補助対象費目及び補助額)

第2条 就学援助の補助対象費目は次のとおりとし、補助額は南幌町教育委員会が国庫補助単価を基にして予算の範囲以内で決定した額とする。

区分	補助対象費目
要保護者	修学旅行費
準要保護者	学用品費等・校外活動費・新入学児童生徒学用品費等・修学旅行費 体育実技用具費・医療費・学校生活管理指導表発行費・学校給食費・ PTA会費・生徒会費・クラブ活動費

(就学援助の事務処理)

第3条 就学援助の周知方法は、次のとおりとする。

- (1) 町の広報誌「なんぼろ」に当該年度の「お知らせ文書」を掲載する。
- (2) 周知文書「就学援助のお知らせ」を配布する。
- 2 申請書は保護者から教育委員会へ提出することとし、取り扱いは次のとおりとする。
  - (1) 就学援助申込書は各学校及び教育委員会で取り扱い、申請書用紙を返送する。
  - (2) 申請書用紙（様式1）は教育委員会にて申請希望者に配布し、取りまとめをする。
  - (3) 申請書類の提出期日は、南幌町教育委員会の指定した日とする。
- 3 年度途中の申請については、原則として次の各号いずれかの事由によるものとし、受付は随時行う。
  - (1) 他市町村からの転入学者。
  - (2) 生活保護法の廃止又は停止の措置を受けた者。
  - (3) 災害、事業不振による廃業、疾病又は離婚死別等により著しく生活が困窮した者。
- 4 申請のあった書類については充分調査をし、認定又は否認定の通知、及び給与については、次のとおり行う。
  - (1) 教育委員会は、書類審査の上認定事務処理を行い「要保護及び準要保護児童生徒認定（否認定）通知書」を学校長に通知する。
  - (2) 教育委員会は、「就学援助認定通知書支給計画通知書」又は「就学援助否認定通知書」を速やかに保護者に通知する。
  - (3) 申請書と併せて提出された振込口座依頼書に基づいて各給与費目を各々給与時期に教育委員会から保護者の口座に振り込む。ただし、学校給食費、学用品費等のうち学校教材費相当額、PTA会費、生徒会費及びクラブ活動費（いずれも既納入分は除く。）は、事前に援助金の受領についての委任状（様式1）を提出させ、学校給食費

は町会計（給食費納入）の振替とし、その他については学校指定の口座に直接振り込むこととする。

- (4) 重複給与又は精算等により戻入（還付）が生じたときには、保護者に連絡をし、戻入（還付）させることとする。
- (5) 児童生徒が転出した場合、学校長は「転出報告書」により報告を行い、教育委員会は報告受理後、「認定取消し通知書」を保護者と学校長へ通知する。

#### 附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

改正 平成 12 年 3 月 17 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 27 年 4 月 1 日